

資料4 阪神間都市計画道路の変更（1.5.8号名神湾岸連絡線ほか  
4路線の変更）について（答申案）

# (案)

西都計審発第 号  
令和2年 月 日  
(2020年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市都市計画審議会  
会長 角 野 幸 博

阪神間都市計画道路の変更（1.5.8号名神湾岸連絡線ほか4路線の変更）について（答申）

令和2年11月13日付、西都計発第38-5号で諮問のあった阪神間都市計画道路の変更（1.5.8号名神湾岸連絡線ほか4路線の変更）については、審議の結果、名神湾岸連絡線について下記の意見を付した上で、当審議会として異議ない旨、答申します。

## 記

名神湾岸連絡線は、名神高速道路と阪神高速5号湾岸線を連絡し、阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させることにより、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善を図るとともに、名神高速道路と阪神港をスムーズに連絡し、物流ネットワークの形成を図ることを目的とした自動車専用道路である。

そのルートは、市街化が相当程度進んだ地域に計画されており、特に今津地域は、地域の北側に既に名神高速道路に続き、阪神高速3号神戸線が整備され、その接続部には大規模なインターチェンジが存在し、さらに名神湾岸連絡線が接続されれば、より一層巨大な構造物となる。

さらに、地域の中央部を走る今津東線は、地域の骨格を形成し、人や物を安全、安心に移動させるための交通空間に加え、人々が集い、語らうなど、日常のゆとりある生活空間の役割を果たしているが、名神湾岸連絡線の整備により、道路中央部に橋脚が設置され、上空には高架橋が繋がって整備されることから、周辺地域の住環境が大きく変化する。

現在の住環境は、過去に地元の協力により、土地区画整理事業が実施されたことや、既存の高速道路等の建設事業に協力してきたことのほか、長年にわたり国道43号の沿道環境の改善等を図ってきたことなどにより形成されたものである。

名神湾岸連絡線は、そのような地域に、大規模な高架構造物を都市計画で定めるものであることから、事業実施にあたっては下記事項について配慮されたい。

### 1 全体的事項

今後も、事業の目的や環境影響等について、住民等に十分説明を行い、要望・苦情等に丁寧な対応をされたい。

また、環境影響評価準備書では、現在より大幅に数値が増加する環境要素があるが、事業目的である「沿道環境の改善」を踏まえ、環境保全目標の確保はもとより、目的を達成するための複数の環境保全措置を検討し、可能な限り環境影響を回避・低減されたい。

## 2 個別事項

周辺地域の住環境等への影響については、環境影響評価準備書に対する市長意見が示されているが、特に事業による影響が大きく、環境の保全と創造のための措置等の着実な実施が必要な下記事項について配慮されたい。

また、下記以外の事項についても、環境保全目標の確保はもとより、可能な限り環境影響を回避・低減されたい。

### (1) 騒音について

環境保全措置については、用途地域に限らず、周辺の住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して検討されたい。

また、道路交通騒音の影響は、走行速度や、時期や曜日、時間帯等の交通量によって変動することが考えられるため、こうした変動要素を加味した環境保全措置を検討されたい。

### (2) 日照障害について

保全対象物件が、やむを得ず参考指標を超過する日影が生じる場合は、当該地域が過去に土地区画整理事業により土地利用増進を図ってきた地域であることを踏まえ、住民等と十分に協議の上、要望等に応じて適切に措置をされたい。

### (3) 景観について

名神湾岸連絡線は、本市市街地を縦断する大規模な高架構造物であり、景観等に与える影響が大きいことから、西宮市都市景観条例に基づく計画策定段階協議や設計段階協議等を引き続き実施し、景観や眺望に対して最大限に配慮されたい。

### (4) 地域コミュニティについて

名神湾岸連絡線は、今津地域の中央部を大規模な高架構造物が南北に縦断することから、供用後においても地域コミュニティが維持できるよう、コミュニティ活動の場を確保されたい。

### (5) その他

事業による移転対象物件等の対応については、関係機関と連携を図り、可能な限り地権者の意向を踏まえながら協議を行うなど、丁寧に対応されたい。

特に西宮浜においては、多数の事業所等が立地しているため、企業活動に支障をきたさないよう措置を講じられたい。

以 上